

北海道ユースプランナー制度実施要領

北海道保健福祉部子ども政策局

1 ユースプランナーの登録手続等

- (1) ユースプランナーの登録を希望する大学生等（大学、短期大学、大学院及び専門学校（以下「大学等」という。）に在学する学生をいう。以下同じ。）は、道のウェブサイト（北海道電子自治体共同システム）により登録を行う。
- (2) (1)において、道に登録する情報は、次のとおりとする。
 - ア 氏名
 - イ 生年月日
 - ウ 居住地（市町村名）
 - エ 学校名
 - オ 学部・所属名
 - カ 学年
 - キ 基本的な修学年限
 - ク メールアドレス
 - ケ 活動内容の公表の可否
- (3) 登録者には、道が登録証を発行する。
- (4) 道は、登録者の意向を確認した上で、道のホームページで登録者を公表することができる。
- (5) ユースプランナーは、卒業等により大学生等でなくなった場合は、速やかに道に報告し、道は登録を解除する。
- (6) 道は、ユースプランナーからの登録解除の意向が確認された場合は、速やかに登録を解除するものとする。

2 ユースプランナーの活動等

- (1) 道が実施する意識調査やアイデア募集に係るテーマの選定など、制度の運用に当たり、ユースプランナーの意見が適時適切に反映されるよう、ユースプランナーの中核となるメンバー（以下「コアメンバー」という。）を選定することができる。
- (2) ユースプランナーは、道から示されたテーマや調査について、個人としても、複数人のユースプランナーによるグループとしても道に回答、提案等することができるものとする。

3 制度運用に使用するツール

北海道情報セキュリティ対策基本方針、北海道情報セキュリティ対策基準等に基づき、制度運用に当たり、道及びユースプランナーが使用するツールは、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるものとする。

- (1) 道がユースプランナーに情報を提供する場合
X（旧 Twitter）、Instagram 又はEメール
- (2) 道がアンケート調査又はアイデア・意見の募集を実施し、ユースプランナーがそれに回答する場合
北海道電子自治体共同システム又はEメール
- (3) ユースプランナーが、道が示したテーマに関わりのない質問や意見を提出する場合
Eメール
- (4) ユースプランナーが道や国の取組に関するPR情報等を拡散する場合
特に制限を設けない

4 制度運用に当たっての留意点

- (1) 道は、アンケート調査、アイデア募集等について、ユースプランナーが自主的に意見

交換会、検討会等を開催する場合は、その場に出向き、改めて調査等の趣旨を説明するなど、ユースプランナーとの協力関係を維持するものとする。

- (2) 道は、道の施策等に関するユースプランナーからの個人的な質問等については、庁内の担当部署に回答を求めるものとする。
- (3) 道は、ユースプランナーからの質問等に対し、誠実に対応するとともに、ユースプランナーのインターン等も優先的に検討し、ユースプランナーにとってのメリットが確保されるよう努めるものとする。
- (4) 結婚、妊娠・出産、子育て等について、価値観の多様性、包摂性を意識し、特定の価値観を押しついたり、プレッシャーを与えたりすることのないようにすること。
- (5) 個の侵害に当たるようなものは慎むこと。
- (6) 個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他関係法令を遵守すること。
- (7) ユースプランナー及び大学等の過度な負担となる取組は避けること。

5 事業の中止

事業が次のいずれかの要件に該当することとなった場合には、原則として事業を中止とすること。

- (1) 事業の実施又は事業の目的を達成することが困難と認められる場合
- (2) 事業の実施に対して、不正、怠慢その他不適切な行為があった場合
- (3) その他適切と認められない場合

附則

この要領は、令和 4 年（2022 年）5 月 26 日から施行する。

附則

この要領は、令和 5 年（2023 年）8 月 17 日から施行する。

附則

この要領は、令和 6 年（2024 年）4 月 1 日から施行する。